県章

山形県公報

平成18年12月８日（金）
第1799号

毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……（経営安定対策課）…1517
○国土調査の成果の認証……（農村計画課）… 同
○同　……（　同　）…1518
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……（都市計画課）… 同
○同　……（　同　）… 同
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……（道　路　課）…1519
○県道の供用の開始……（村山総合支庁建設総務課）… 同
○道路の区域の変更……（村山総合支庁北村山総務建築課）… 同
○一般国道の供用の開始……（　同　）…1520
○同　……（　同　）… 同
○開発行為に係る工事の完了……（村山総合支庁建築課）… 同
○同　……（　同　）… 同

公　　告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（村山総合支庁企画振興課）…1521
○大規模小売店舗の新設の届出……（商業経済交流課）… 同
○大規模小売店舗の変更の届出……（　同　）…1522
○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……（　同　）…1523
○特定調達契約に係る落札者の公告……（庄内総合支庁建設総務課）… 同

告　　示

山形県告示第1107号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　　弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年９月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後の第２条の規定は、平成18年10月19日から適用する。

２　平成18年10月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1108号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　　弘

１　調査を行った者の名称

高 畠 町

２　調査を行った期間
　平成16年５月６日から平成18年３月23日まで
３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
　高畠町地籍図及び地籍簿
４　調査地域
　大字竹森及び大字根岸の各一部
５　認証年月日
　平成18年12月１日

山形県告示第1109号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　調査を行った者の名称
　遊 佐 町
２　調査を行った期間
　平成14年５月７日から平成16年３月29日まで
３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
　遊佐町地籍図及び地籍簿
４　調査地域
　大字杉沢の一部
５　認証年月日
　平成18年12月１日

山形県告示第1110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　変更に係る都市計画の種類及び名称
　(1) 種　類　　八幡都市計画火葬場
　(2) 名　称　　１号酒田市八幡斎場
２　縦覧の場所
　土木部都市計画課

山形県告示第1111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、同法第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　変更に係る都市計画の種類及び名称
　(1) 種　類　　八幡都市計画公園
　(2) 名　称　　２・２・５号道南公園
２　縦覧の場所
　土木部都市計画課

山形県告示1112号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、土木部道路課において平成18年12月８日から同月22日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　道路の種類　県　道
２　路　線　名　上山蔵王公園線
３　指定した道路の部分の区間　山形市蔵王温泉字川前935番14から
同　949番４まで（上り線に限る。）
山形市蔵王温泉字川前935番63から
同　字湯尻188番５まで（下り線に限る。）
４　指定年月日　平成18年12月８日

山形県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年12月８日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　路　線　名　山形羽入線
２　供用開始の区間　天童市大字高擶字影沢北1949番２から
山形市大字灰塚字影沢333番１まで
３　供用開始の期日　平成18年12月11日

山形県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月８日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　347号
３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延　長
尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から 同　276番２まで	旧	57.0 メートル ～ 24.0	182 メートル
尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から 同　字七色船6660番まで		85.0 メートル ～ 20.0	1,666 メートル
尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から 同　5894番まで	新	57.0 メートル ～ 17.0	182 メートル
尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から 同　字七色船6660番まで		75.0 メートル ～ 20.0	1,666 メートル

山形県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月８日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　路　線　名　347号

２　供用開始の区間　尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から

同　5894番まで

３　供用開始の期日　平成18年12月10日

山形県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年12月８日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　路　線　名　347号

２　供用開始の区間　尾花沢市大字尾花沢字田町5832番１から

同　字七色船6660番まで

３　供用開始の期日　平成18年12月10日

山形県告示第1117号

次の開発行為は、完了した。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　許可番号

平成18年８月24日　指令村総建第5007号

２　開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字芦沢字清水頭29番３、940番６、940番29、1048番１、1049番２、1050番、1051番、1052番、1056番、1057番

３　開発許可を受けた者の所在地及び名称

尾花沢市大字芦沢字清水頭29番地の３

株式会社　オザマ製作所

山形県告示第1118号

次の開発行為は、完了した。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　許可番号

平成18年10月23日　指令村総建第5011号

２　開発区域に含まれる地域の名称

北村山郡大石田町大字田沢字マリ谷地2282番46、2282番47、2282番48、2282番50、2282番55、2282番102

北村山郡大石田町大字田沢字小菅2283番87、2283番93、2283番94、2283番256、2283番280、2283番302

３　開発許可を受けた者の所在地及び名称

北村山郡大石田町大字田沢2283番地の87

株式会社　マルニ鈴木食品

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　申請のあった年月日

平成18年11月22日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名　称

ＮＰＯ法人　らっふる

(2) 代表者の氏名

草苅　幸弘

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市内の袋一丁目６番４号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持っている人々に対して、施設訓練サービスに関する事業及び居宅生活サービスに関する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年４月８日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品山形北店

山形市嶋土地区画整理事業地内35街区、36街区

２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品　栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役　河内　伸二

３　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品　栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役　河内　伸二

４　大規模小売店舗の新設をする日

平成19年７月25日

５　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,464平方メートル

６　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数　196台

(2) 駐輪場の収容台数　71台

(3) 荷さばき施設の面積　112.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量　56.86立方メートル

７　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前９時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前８時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数
　７か所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　午前７時から午後９時まで
８　届出年月日
　平成18年11月24日
９　その他
　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年４月８日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。
なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成19年４月８日まで縦覧に供する。
　平成18年12月８日
山形県知事　齋　藤　弘
１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　主婦の店新斎店
　鶴岡市東新斎町７番68号
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　株式会社主婦の店鶴岡店　鶴岡市本町一丁目６番２号
　代表取締役　大川　一郎
３　変更する事項
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
イ　駐車場の位置及び収容台数
　（変更前）　87台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
　（変更後）　156台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
ロ　駐輪場の位置
　（変更前）　縦覧に供する図面のとおり
　（変更後）　縦覧に供する図面のとおり
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
イ　駐車場の自動車の出入口の位置
　（変更前）　縦覧に供する図面のとおり
　（変更後）　縦覧に供する図面のとおり
４　変更年月日
(1) ３の(1)のイ及び(2)のイに掲げる事項
　平成18年11月22日
(2) (1)以外の事項
　平成19年７月22日
５　届出年月日
　平成18年11月21日
６　その他
　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年４月８日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年１月８日まで縦覧に供する。

平成18年12月８日

山形県知事　齋　藤　弘

１　意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
嶋ファッションモール店
山形市嶋土地区画整理事業24街区
２　大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日
平成18年７月７日
３　意見の概要
(1) 環境保全に関する事項について
イ　騒音、悪臭、光害等の公害の防止に留意すること。
ロ　周辺住民より苦情等があった場合は、誠意をもった対応をすること。
(2) 廃棄物に関する事項について
イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物の排出抑制、適正処理をすること。
ロ　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律によるごみ減量と再生資源の有効利用に協力すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年12月８日

山形県庄内総合支庁長　髙　橋　節

１　落札に係る物品等の名称及び数量
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）　1,400トン
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係　東田川郡三川町大字横山字袖東19番１号
電話番号0235(66)5582
３　落札者を決定した日　平成18年10月31日
４　落札者の名称及び所在地
株式会社東日本ソルト酒田営業所　酒田市卸町４番８号
５　落札金額　25.41円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成７年12月県規則第95号）第３条の公告を行った日　平成18年10月13日

平成18年12月８日印刷　　発行所　山　形　県　庁
平成18年12月８日発行　　発行人　山　形　県
購読料　月4,000円（郵送料共）
〒990-0047　山形市旅篭町二丁目１-21
印刷所　坂部印刷株式会社
印刷者　坂　部　登
電話　山形(631)2057　(631)2056